

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第12報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
 ・令和2年12月28日 保医発1228第3号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
426	右	上から3行目	<p>D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>(1) 塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) <u>二次性進行型多発性硬化症患者に対するシボモノドフマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、本区分の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
444	右	上から22行目	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) <u>全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(P TH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載する。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
458	右	上から26行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) <u>スクリーニング検査としての「16」のHIV-1、2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV-1、2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1、2抗体定量又は「18」のHIV-1、2抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタン</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p><u>ブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。</u></p>		
--	--	--	---	--	--